

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長及び長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成21年7月16日

長野市監査委員	増	山	幸	一
同	高	波	謙	二
同	三	井	経	光
同	祢	津	栄	喜

措置の通知書

平成 20 年度 財政援助団体等監査 (20 監査第 86 号) 分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>監査対象 長野市民会館・長野市篠ノ井市民会館・長野市松代文化ホール</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 経理処理等に関すること (報告書 6 ページ)</p> <p>(1) 適正な会計経理の実施を求めるもの 当事業に係る決算報告書、会計経理簿等を確認したところ、年度末に提出されている決算金額等と監査にあたり指定管理者から提出された会計経理簿記載の金額は、いずれも異なり整合は確認できなかった。(表 4-1 省略)</p> <p>所管部局においては、地方自治法第 244 の 2 第 7 項及び同条第 10 項の規定により、指定管理者に対し、必要な業務及び経理の状況報告を徹底されたい。</p> <p>また、指定管理者は、公の施設の管理に係る収支会計経理を、他の事業との会計区分と明確にし、適正な経理を行われたい。 (庶務課、指定管理者)</p> <p>(報告書 7 ページ)</p> <p>(2) 適切な事業経費の積算を求めるもの 当事業に係る決算報告書、会計経理簿等を確認したところ、当初所管部局と協議のなかった協力業者管理費、人件費のうち諸経費が計上されていた。(表 4-1 省略)</p> <p>所管部局においては、年度計画書及び事業予算書の提出にあたり、管理等に関する各経費の算定根拠を明確に把握するとともに、指定管理者との協議、指導を徹底されたい。</p> <p>また、指定管理者は基本協定書により、月毎の管理報告書及び年度終了時の事業報告書を期日までに提出できるよう関係経理簿等の適正な整備を行われたい。 (庶務課、指定管理者)</p>	<p>指定管理者に対する必要な業務及び経理の状況報告の徹底については、モニタリング調査にあたり、会計経理簿との突合せをしていなかったことに原因があった。</p> <p>モニタリング調査時において、会計経理簿との突合せを行うことを徹底する。</p> <p>また、指定管理者に対して収支会計経理の適正化については、21 年 2 月に指定管理者と打合せを行い、管理者へ指導とともに、指定管理者も適正管理の徹底することを確認した。 (庶務課、指定管理者)</p> <p>算定根拠の明確にすることについては、人件費、施設管理費の中に経費分を含めて決算額として報告していた。人件費については、税金分等の経費分を含めた管理経費で報告したとのことで、協力業者管理費については、複数の再委託業者の調整、事務経費として計上したとのことだが、双方の経費の取り方の共通認識が取れていなかった。年度協定締結時に双方で確認し、徹底する。</p> <p>指定管理者に対しては、21 年 2 月に指定管理者と打合せを行う中で、指定管理者の決算処理について適正な整備を徹底することを確認した。 (庶務課、指定管理者)</p>

措置の通知書

平成 20 年度 財政援助団体等監査 (20 監査第 86 号) 分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>2 基本協定書に関すること (報告書 7 ページ)</p> <p>(1) 管理対象施設の範囲を明確にするべきもの 長野市民会館内では、所管部局において売店部分 (94.2 m²) を別途、使用許可している。この範囲は、指定管理者の管理対象範囲から除外するべきであるが、基本協定等により範囲が明記されていないため、管理対象範囲が不明確になっている。所管部局は、管理対象範囲を明確にされたい。 (庶務課)</p> <p>(2) 施設・設備の修繕等の持分を明確にするべきもの 基本協定書別表 3 「責任分担表」より、施設・設備の修繕・改修について、「経年劣化による 1 件 50 万円未満のもの」は、指定管理者の分担とされているが、50 万円未満の修繕等でも施設老朽化に伴う予防保全上の理由により、所管部局において修繕を行っている事例が散見された。修繕料等の経費については、所管部局と指定管理者の持分等の取扱いを明確にされたい。 (庶務課)</p> <p>3 条例に関すること (報告書 7 ページ)</p> <p>(1) 営利を目的とする基準を明確にするべきもの 条例別表 1、別表 2、別表 3 により各会館等のホールについて、利用形態を営利目的とするかで料金体系が異なるが、各会館等 3 館において、営利使用の解釈が異なる事例が見受けられた。 所管部局において、「営利目的とする利用の基準」を作成し、市民に公平な利用料金を求めるよう改善されたい。 (庶務課、指定管理者)</p>	<p>基本協定等により範囲が明記されていないため、管理対象範囲が不明確であったことから、基本協定書の中に売店部分 (行政財産使用許可の範囲) の範囲を明示する。 防火管理、冷暖房、ワックス清掃など館全体で管理する部分は引き続き指定管理者が行い (管理仕様書に記載)、売店内及び倉庫 (商品在庫保管) 内の日常清掃等の管理は、行政財産使用許可を受けた者が行うこととした。 (庶務課)</p> <p>施設・設備の修繕等の持分については、修繕等について明確な取扱いがなされていなかった。 実際には、50 万円未満であっても、建物の躯体自体に問題があり、指定管理者に負担させるには難しいものもある。 そのため、経年劣化による施設の修繕・改修については、協定書の責任分担の中で、「原則、経年劣化による 1 件 50 万円未満のものは指定管理者」、「原則、経年劣化による 1 件 50 万円以上のものは市」、と表記を変更。 指定管理者が見積もりを取り、庶務課にて金額や修繕しなければならない状況の査定を行いながら、修繕、改修を進めることとした。 (庶務課)</p> <p>「営利目的」の利用基準市民会館においてが明確でなかった。利用基準の不備であったことから、「営利目的とする利用の基準」を指定管理者と協議のうえ内規を作成する。 (庶務課、指定管理者)</p>

措置の通知書

平成 20 年度 財政援助団体等監査 (20 監査第 86 号) 分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>(2) 条例に則った適正な事務を求めるもの 長野市民会館において、条例の利用料金規定にない「楽屋」の利用に対し、利用料金を徴収している事例があった。実態に合った条例の整備も含め、適正な事務に務められたい。</p> <p>(庶務課、指定管理者)</p>	<p>打合せの場所が偶然無く、楽屋のみを使用して料金徴収した事例であった。</p> <p>21 年 2 月に指定管理者と打合せにより、楽屋のみを貸し出すための条例改正は行わず、現行条例に則り、市民サービスの観点から、楽屋のみの貸し出しがどうしても必要なときは、冷暖房費の実費を請求することとした。</p> <p>(庶務課、指定管理者)</p>
<p>4 長野市民会館等条例施行規則に関する こと</p> <p>(報告書 8 ページ)</p> <p>(1) 利用促進のための利用申請書の緩和を求めるもの 長野市民会館等条例施行規則(以下「規則」という。)第 2 条によると、「長野市民会館等利用許可申請書を指定管理者に利用する日の 3 日前までに提出する」とあるが、運営上、審査の必要のないリピーターなどは前日に申請があっても使用許可していた。 市民の利用向上のため、利用申請の提出期限を実態にあった規定に改正されたい。</p> <p>(庶務課)</p> <p>(2) 利用料金の納入期限と返還についての明確な運用を求めるもの 規則第 7 条において、利用日の 2 月以内に利用を取り止めた場合、利用料金の返還はできないとしている。利用料金の返還について確認したところ、利用料金が前納され、2 月以内に利用を取り止めていたものについては、規則に則り利用料金は返還されていなかったが、未入金のまま 2 月以内に利用を取り止めていたものについて、利用料金が請求されていない事例が見受けられた。 利用料金の支払方法により不公平感が生じている状況であるので、返還金の発生する期間の見直しなども含め、返還金の取扱いについて明確にされたい。</p> <p>(庶務課、指定管理者)</p>	<p>3 日前以内でも対応可能となるよう施行規則を改正した。</p> <p>(改正内容) 改正前：利用日の 3 日前 改正後：利用日の 3 日前。ただし、指定管理者が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>(庶務課)</p> <p>指定管理者とともに協議し、未入金のまま手続きを進めることがないように、21 年 2 月に指定管理者と打合せにより、徹底を図る。 引き続き、規則のとおり取り扱う。</p> <p>(庶務課、指定管理者)</p>

措置の通知書

平成 20 年度 財政援助団体等監査 (20 監査第 86 号) 分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>(報告書 8 ページ)</p> <p>(3) 延長料金の実績時間を適切にするべきもの</p> <p>規則第 4 条第 2 項によると、「延長時間に 30 分以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。」と規定されている。この取扱いについて、申し込み時の利用時間と実際の利用時間が異なることから、延長料金の算定が不明瞭な場合が見受けられた。</p> <p>このことから、申込書に実績利用時間等を記載する欄を設けるなど延長料金の適切な把握に改善されたい。</p> <p>(庶務課)</p> <p>5 その他収入事務に関すること</p> <p>(報告書 8 ページ)</p> <p>(1) 領収書の適正な発行を求めるもの</p> <p>長野市民会館及び松代文化ホールにおいて、事前に連番号を振られていない領収書が使用されていた。連番号のない領収書は、不正利用につながる恐れがある。</p> <p>事前に連番号を振り、適切に領収書を発行されたい。</p> <p>(指定管理者)</p>	<p>4 月 1 日から実績利用時間の記載欄を設け、実績時間のおり利用金額を請求するよう改善を図った。</p> <p>(庶務課)</p> <p>領収書の連番については、指定管理者に指示し、指定管理者において実施済みである。</p> <p>(指定管理者)</p>

措置の通知書

平成 20 年度 財政援助団体等監査 (20 監査第 86 号) 分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>監査対象 長野市営南長野運動公園総合運動場</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 経理処理等に関すること (報告書 14 ページ)</p> <p>(1) 適正な会計経理の実施を求めるもの 当事業に係る決算関係書類について確認したところ、指定管理者の構成員である㈱電算とコナミスポーツ㈱からそれぞれ資料が提出されており、指定管理者として一つの会計にまとめて経理されていなかった。 このため、南長野運動公園としての総勘定元帳等必要な会計簿は提出されず、本監査において決算の詳細を確認することはできなかった。また、所管部局においても、公の施設の管理、運営について正確な把握がなされていなかった。 所管部局においては、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項及び基本協定等に基づく収支報告等の提出を徹底されたい。 また、指定管理者は、公の施設の管理に係る収支会計経理については団体として一つにまとめ、他の事業との会計区分を明確にするとともに、適正な経理を行われたい。 (体育課、指定管理者)</p> <p>(2) 共通経費の取扱いについて 「基本協定書の一部を変更する協定書」によると、「毎年、市と管理者は年度末をもって実績精算を行い、利益が生じたときは、その 30% を市へ納付するもの」とあるが、所管部局において、収支状況を正確に把握せず、また、当初計画されていなかった共通経費が多額に支出されており、内容も曖昧であるため、この条項が意味をなさないものとなっている。 所管部局及び指定管理者においては、本部管理費等共通経費について、年度計画時から協議を行うなど事前に各経費の算定根拠を明確にされたい。(体育課、指定管理者)</p>	<p>会計処理については、毎年度終了時に決算書のみ確認していただけて、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項及び基本協定書に基づく帳簿等により、会計処理が行われているかを現地にて確認しなかったことが主な原因である。 平成 21 年度からは、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項及び基本協定等に基づく収支報告等の提出、グループ企業としての会計帳簿の作成を徹底することを平成 21 年 4 月 22 日に指定管理者との打合せの際、確認した。 また、施設の管理・運営については正確に現状を把握するため、毎月の報告書等連絡を受けた際は、内容の精査や不明な点の聞き取り及び現地確認等を徹底し改善を図る。 (体育課、指定管理者)</p> <p>共通経費の取扱いについては、経費の算出根拠の把握が不十分だったことが主な原因である。 今後は、当初計画時及び事業報告時において予算書、決算書等を精査し、共通経費の算出根拠について指定管理者と十分協議することを平成 21 年 5 月 15 日の打合せの際、確認した。 (体育課、指定管理者)</p>

措置の通知書

平成 20 年度 財政援助団体等監査 (20 監査第 86 号) 分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>2 適切なモニタリングの実施について (報告書 14 ページ)</p> <p>(1) 事業報告書の作成について 「基本協定書」によると、指定管理者から事業報告書を毎年度終了後 30 日以内に市へ提出することとなっているが、委任業務の実施状況、南長野運動公園の利用状況、自主事業の実施状況等についての報告書の提出がなかった。 地方自治法第 244 条の 2 第 7 項及び基本協定等に基づく事業報告を速やかに作成、提出されたい。(体育課、指定管理者)</p> <p>(報告書 15 ページ)</p> <p>(2) 利用実績の把握について 所管部局作成のモニタリング表では、月次報告書にもとづき各施設の利用実績を延べ利用人数で把握し、前年度対比での利用実績評価を行っていた。 各施設の利用実績についての正確な把握は、施設の適切な管理運営を図る上でも重要な事項であるため、施設稼働率などの算定により正確な利用実績を把握し、施設の適切な管理運営に一層努められたい。(体育課、指定管理者)</p> <p>3 スポーツクラブの取扱いについて 指定管理者は、プール体育館棟でのスポーツクラブ実施に当たり、当初改築工事等を行い工事費を負担していた。 平成 19 年度決算によると、所管部局は指定管理料に工事費相当分を割賦で支出し、指定管理者は、指定期間終了時に工事部分を原状回復するため、施設修復引当金を計上していた。この詳細については所管部局と未協議とのことであった。 このことから、指定期間終了時のスポーツクラブ工事部分・備品等の帰属と、市への返還の状態などについて、あらかじめ充分協議の上、取扱いを明確にされたい。(体育課、指定管理者)</p>	<p>事業報告書については、基本協定書に記載されている事項の内、「料金収入の実績及び指定管理料等の収支状況等」のみ提出されていた。 今後は、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項及び基本協定等に基づき、事業報告が提出されるよう平成 21 年 4 月 22 日に指定管理者との打合せの際、確認した。 なお、平成 19 年度及び平成 20 年度ともにすでに提出済みである。(体育課、指定管理者)</p> <p>利用者人数だけでなく、施設の空状況等を調査し、より正確な利用実績を把握するため、各施設の時間帯毎の稼働率を報告することを平成 21 年 4 月 22 日に指定管理者との打合せの際、確認した。(体育課、指定管理者)</p> <p>指定期間終了時におけるスポーツクラブ工事部分・備品、施設修復引当金の取扱いについて、覚書等で明確にすることを平成 21 年 5 月 15 日に指定管理者との打合せの際、確認した。(体育課、指定管理者)</p>

措置の通知書

平成 20 年度 財政援助団体等監査 (20 監査第 86 号) 分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>4 南長野運動公園の管理について (報告書 15 ページ)</p> <p>(1) 公園管理の一体化について 南長野運動公園の公園施設の管理について、公園植栽部分は、都市整備部公園緑地課の所管とし、公園植栽部分を除いた部分は、教育委員会体育課の管理となっている。 また、公園内の芝生張付け工事については、体育課予算より支出がなされていた。 植栽設置は体育課、植栽管理は公園緑地課所管(指定管理者はNPO法人)などの住み分けは、市民からの公園管理への苦情対応が遅くなり、窓口もわかりづらい。 同施設の敷地内を一括管理すれば、経費削減が期待でき、市民の目線からもサービスの向上につながるため、管理の一体化を検討されたい。 (体育課、公園緑地課)</p> <p>(2) 安全・衛生面への対応について 体育館・プール棟での、保守点検報告書及び水質等の検査結果記録を所管部局では確認していなかった。公園部分の遊具の安全点検についても定期的に報告を受けていなかった。 また、外周池での藻等の汚物による悪臭等については、市民から苦情がよせられていた。 以上のことから、所管部局は、利用者の安全面、衛生面に充分配慮することが必要であり、指定管理者より施設の管理状況を把握するために各報告書の提出を随時求め、確認されたい。 (体育課)</p>	<p>それぞれ指定管理者と締結する基本協定の期間が違い、公園緑地課は3年(平成21年～23年)更新、体育課は5年(平成18年～平成22年)更新を行っており、基本協定の期間中での変更は難しい状況であるが、管理の一体化に向けて両課で検討することを平成21年3月に確認した。 また、市民からの苦情対応には速やかに対応すること及び引き続き連絡を密に行うことも両課で確認した。 (体育課、公園緑地課)</p> <p>利用者の安全面、衛生面に十分配慮し、検査記録の定期的な確認及び苦情の随時報告を平成21年5月15日の打合せの際、指定管理者に指示し確認した。 (体育課)</p>

措置の通知書

平成 20 年度 財政援助団体等監査 (20 監査第 86 号) 分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>5 利用料金の設定・徴収について (報告書 16 ページ)</p> <p>(1) 条例と異なる料金徴収等について プール・体育館マシンジム個人月額利用券、野球場グラウンド及び照明利用料並びに野球場の時間外利用料の一部については、条例と異なる料金で徴収されていた。 また、総合球技場・テニスコートでの電源使用料や総合球技場でのペイント料などいずれも条例に規定がなく、慣例や運用で徴収されていた。条例に基づく利用料金の適正な徴収に努められたい。 併せて、現行の条例での料金表は複雑でわかりにくく、頻度の高い利用時間の料金設定がないなど利用実態に即していないものが散見された。 市民利用向上のため、利用実態に合せた料金体系への条例整備を検討されたい。 (体育課、指定管理者)</p> <p>(2) 減免等の取り扱いについて 野球場の利用料金について、特定の団体に対し、市からの減免依頼より更に合計約 62 万円が減免されているなど、一部に所定の減免手続きがされていない事例があった。 また、プール・体育館マシンジム個人月額利用券では、家族割引、紹介制度による割引が行われていたが、いずれも所管部局との事前の協議は確認できなかった。 市の減免規定によると、市及び市教育委員会が負担金及び補助金等を交付するものについては、減免できないこととなっているが、市から負担金が支出されているにもかかわらず、減免されている事例があった。 減免等を実施する場合は、条例等による必要な事務手続きをされるとともに、事前に所管部局と充分協議をし、規定や協議過程を明確にすることで、公平な市民サービスの提供に努められたい。 (体育課、指定管理者)</p>	<p>条例と異なる料金での徴収及び条例に規定がなく慣例や運用での徴収は、事前協議が不十分な上、料金徴収に対する考え方が曖昧だったことが原因である。 電源使用料、総合球技場でのペイント料については、実費負担とし適正な料金設定や告知を検討するなどし、適正な利用料金の徴収に努めることを平成 21 年 5 月 15 日に指定管理者との打合せの際、確認し改善を図った。 また、利用実態に合わせた料金体系への条例整備は、体育施設使用料適正化事務に併せて今後検討していく。 (体育課、指定管理者)</p> <p>基本協定書第 16 条に規定されている減免については、事前に体育課の承認が必要となるが、承認を受けていない事例や、口頭による協議で減免を実施していた事例があった。 今後は必ず事前に書面で協議を行うよう指定管理者に平成 21 年 5 月 15 日の打合せの際、確認した。 市から負担金が支出されているにもかかわらず減免措置がされている事例については、大会事務局と利用料負担について協議を十分行い、今後は規定どおりに実施する。 (体育課、指定管理者)</p>

措置の通知書

平成 20 年度 財政援助団体等監査 (20 監査第 86 号) 分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>6 基本協定書の運用について (報告書 16 ページ)</p> <p>基本協定書第 16 条によると、指定管理者は市が定めた基準により使用料を減免(割引又は無料)した場合、市は指定管理者に対し減免した使用料を支払うことになっているが、平成 19 年度では、減免された使用料が補填されていなかった。</p> <p>これは、年度協定において当該年度の割引を想定して指定管理者の収入を見込み、あらかじめ減免料を含み、指定管理料を算定したためであるが、本件は指定管理料の算定にかかわる重要事項の変更であるため、基本協定書の変更をするなど必要な手続きを検討されたい。</p> <p>(体育課)</p> <p>7 自主事業の取扱いについて (報告書 17 ページ)</p> <p>野球場において、自主事業の位置付けで練習や交流試合などが開催されていた。</p> <p>単なる練習や観客動員もなく利用料金の徴収もない試合等は自主事業とは言えず、公の施設の使用を特定の団体へ有利な取扱いをしたものであり、利用料金を指定管理者の裁量で減免したものと考えられる。本来、指定管理者は条例等に基づかず利用料金の減免を行うことは許されていない。</p> <p>自主事業の目的を十分に理解され、適正な事業実施に努められたい。</p> <p>(体育課、指定管理者)</p>	<p>現在の基本協定の契約期間は、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間となっていることから指定管理料の算定にかかわる基本協定書の変更については、次回の指定管理者再募集に合わせ協定書を変更します。</p> <p>(体育課)</p> <p>自主事業の取扱いについては、年度当初に指定管理者から提出される年度計画書に記載された自主事業を精査するとともに、年度計画に記載されていない自主事業については、基本協定書第 8 条 2 項に基づき事前に体育課の承認を得ること、また、公平な市民サービスの提供に努めることを平成 21 年 5 月 15 日に指定管理者との打合せの際、双方で確認した。</p> <p>(体育課、指定管理者)</p>